

中泊町農業委員会会議録

平成28年10月20日

中泊町農業委員会

平成28年度中泊町農業委員会 10月定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年10月20日(木) 午前10時30分～午後11時30分

2. 開催場所 中泊町役場別館研修所

3. 出席委員(13人)

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員	2番	神良一	3番	鈴木誠一
	4番	外崎満幸	5番	葛西徳男
	6番	長利弘貴	7番	大川新造
	8番	葛西誠	9番	大川賢一
			11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次	13番	木村巧

4. 欠席委員(1人)

委 員	10番	長利弘明	
委 員			

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第14号 農地使用貸借の合意解約通知書について

報告第15号 農地所有適格法人の報告について

報告第16号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第20号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第21号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第22号 中里農業振興地域整備計画の変更案について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 三上晋一

次 長 前田和夫

総括主幹 開米るみ子

主 幹 今雄大

7. 会議の概要

事務局

ただいまから、平成28年度中泊町農業委員会10月定例総会を開会いたします。

本日、出席委員は14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長をお願いいたします。

はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。

会長

本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

議長

これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。

会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、議事録署名委員は、14番松田委員、2番神委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の開米総括主幹と今主幹を指名いたします。

以上で日程第2を終わります。

それでは、日程第3の報告第13号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第13号

事務局

3ペーをお開き下さい。報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書ついて、次のとおり報告する。

平成28年10月20日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の賃貸借の合意解約は1件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告13号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

無いようですので、報告第14号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第14号

事務局

8ページをお開き下さい。報告第14号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。
平成28年10月20日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の使用貸借の合意解約は2件ございました。内容については資料をご覧頂きたいと思います。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第14号について何かご意見等ございませんか。

(質問なし)

無いようですので、報告第15号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第15号

事務局

19ページをお開き下さい。報告第15号「農地所有適格法人の報告について」農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について、次のとおり報告する。
平成28年10月20日提出 中泊町農業委員会会長。

農地所有適格法人については、農地法に基づき、事業決算後に、法人の形態、事業内容、構成員、役員などが記載された書類を農業委員会に提出しなければならないことになっております。提出書類を審査したところ、すべての要件を満たしておりますことをご報告いたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第15号について、何かご意見等ございませんか。

(意見なし)

無いようですので、報告第16号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第16号

事務局

22ページをお開き下さい。報告第16号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（平成28年9月実施分）の結果について、次のとおり報告する。
平成28年10月20日提出 中泊町農業委員会会長。

事務局

次のページをお開き下さい。9月分の農地移動あっせんの申し出は2件ございました。内容については申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告16号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第20号

議長

議案第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書」についてを、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

25ページをお開き下さい。議案第20号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第4条第2項の規定により、下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求めます。平成28年10月20日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第20号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

松田委員

それでは報告いたします。去る10月3日、私と神委員と事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第4条の転用許可申請が1件ございます。

申請地は小泊地区の、畑であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

26ページをお開き下さい。

それではご説明いたします。

受付番号3番は、小泊地域の浜野地内の3筆の畑で面積が596㎡です。

転用目的は、車庫を建築することです。

申請地付近はすでに住宅地で農作物に及ぼす影響はないと思われます。

許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)」で小泊支所の周囲おおむね500m以内の区域に入り第2種農地であります。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

以上で報告終わります。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

ないようですので、お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第20号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第21号

議 長 次に、議案第21号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 30ページをお開き下さい。議案第21号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成28年10月20日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成28年10月13日付け中農政第195号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

33ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が5件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡しが3件と公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が2件となっています。

受付番号21番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地10筆、地目は田、面積は19,362㎡です。売買価格は580.8万円です。対価の支払い期限は平成28年11月10日を予定しております

受付番号22番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は3,942㎡です。売買価格は78.8万円です。対価の支払い期限は平成28年11月10日を予定しております

受付番号23番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、高根字小金石の農地3筆、地目は田、面積は1,108㎡です。売買価格は33.2万円です。対価の支払い期限は平成28年11月10日を予定しております

受付番号24番は、あおり農林業支援センターの買入です。関係農地は、中里字宝森と福浦字若野浦の農地8筆、地目は田、面積は15,807.35㎡です。売買価格は799.8万円です。対価の支払い期限は平成28年10月28日を予定しております

受付番号25番は、あおり農林業支援センターの買入です。関係農地は、高根字小金石の農地5筆、地目は田、面積は16,655㎡です。売買価格は700万円です。対価の支払い期限は平成28年10月28日を予定しております

所有権移転につきましては以上です。

48ページ～50ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規の設定が1件、再設定が3件で、面積が55,511平方メートルです。

受付番号49番は再設定で、設定する農地は豊岡地内の4筆の「田」13,311平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米4俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号50番も再設定で、設定する農地は宮川地内の1筆の「田」7,799平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号51番は新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の8筆の「田・畑」18,393平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号52番は再設定で、設定する農地は尾別地内の4筆の「田」16,008平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

す。続いて52ページをお開き下さい。申請内容は農地中間管理機構の借入れが23件で設定する農地面積は199,105㎡です。それでは順次ご説明しま

す。受付番号機構28-6番は新規の設定で、設定する農地は今泉地内の5筆の「田」11,586平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は無し。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのこと

です。受付番号機構28-7番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の15筆の「田」20,529平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのこと

受付番号機構28-8番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の10筆の「田」15,652平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-9番も新規の設定で、設定する農地は高根地内の7筆の「田」8,019平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-10番も新規の設定で、設定する農地は薄市地内の2筆の「田」4,072平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は無し。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-11番も新規の設定で、設定する農地は中里地内の1筆の「田」4,441平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-12番も新規の設定で、設定する農地は尾別地内の1筆の「田」780平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-13番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」10,057平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担。賃借料は10アール当たり米0.5俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-14番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の10筆の「田」28,749平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-15番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の5筆の「田」9,335平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-16番は新規の設定で、設定する農地は宮川地内の1筆の「田」4,601平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担。賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-17番も新規の設定で、設定する農地は深郷田地内の1筆の「田」3,254平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり40,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-18番も新規の設定で、設定する農地は八幡地内の5筆の「田」1,025平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり40,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-19番も新規の設定で、設定する農地は八幡地内の1筆の「田」1,205平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-20番も新規の設定で、設定する農地は八幡地内の10筆の「田」20,435平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり40,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-21番も新規の設定で、設定する農地は八幡地内の2筆の「田」5,998平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり40,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-22番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」3,158平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-23番も新規の設定で、設定する農地は八幡地内の5筆の「田」982平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり40,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-24番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」13,354平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-25番も新規の設定で、設定する農地は福浦地内の2筆の「田」3,392平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり40,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-26番も新規の設定で、設定する農地は八幡地内の7筆の「田」2,139平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は無償。

受付番号機構28-27番も新規の設定で、設定する農地は八幡地内の10筆の「田」23,158平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり40,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-28番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」3,184平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり35,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案23号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案21号は原案のとおり決定します。

◎議案第22号

議 長

続きまして、議案第22号「中里農業振興地域整備計画の変更案について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

112ページをお開き下さい。議案第22号「中里農業振興地域整備計画の変更案について」当該計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので意見を求める。
平成28年10月20日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページお開き下さい。平成28年9月26日付け、中農政第173号で中泊町長より当農業委員会会長あてに中里農業振興地域整備計画の変更案についての意見を求められておりますので、その概要についてご説明いたします。

今年の4月27日付で、町から意見を求められた「中泊町の農業の振興に関する計画案」、通称27号計画については、5月の定例総会において異議ない旨決定して回答しております。

この案件は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、いわゆる農山漁村再エネ法に基づく農地転用を目指している案件です。すでに、本法律に基づく当町協議会が立ち上がっており、農振除外の見込みが立った段階で、協議会が基本計画を策定する予定になっております。

今回は農用地区域からの除外について、意見を求められているわけですが、申請地(風力発電所)は、農業上の利用に支障を及ぼさないよう配慮し、すべての風力発電の配置が農地の集団性を損なうことや集積化の障害にならないよう、既存農道や水路との角地となる緑辺部に配置し、面積を最小とすることで農地の確保を図っていることから、周辺農用地の農業上の利用への影響はきわめて少なく、特に問題ないものと思われま。

以上、中里農業振興地域整備計画の変更案についての説明とさせていただきます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑にはいります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長 質疑もないようですのでお諮りいたします。、議案第22号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議もないようですので、議案第22号は原案のとおり決定いたします。

議 長 議事については以上で終了しました。次に報告・協議事項について事務局より説明してください。

事 務 局 それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議 長 その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

議 長 それでは、以上をもちまして、平成28年度中泊町農業委員会10月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年10月20日

農業委員会長

署名委員

署名委員
